

2024年1月26日  
株式会社日本政策金融公庫

## 令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の 皆さまに対する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、令和6年1月25日、国の「令和6年能登半島地震非常災害対策本部」による「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」の発表に伴い、令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資制度を以下のとおり拡充し、1月31日より取扱いを開始します。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

### 主な制度拡充内容（1月31日取扱い開始）

#### 【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

##### （1）「令和6年能登半島地震特別貸付」の創設（国民・中小）

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた方などを対象として、「令和6年能登半島地震特別貸付」を創設し、既に取り扱中の「災害復旧貸付」から、さらに融資限度額の引上げや利率の引下げ措置を実施

##### （2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」及び「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の別枠を設け、利率の引下げ措置を実施

（注）既にご利用いただいている災害復旧貸付等のお取引についても遡及適用が可能です。

○令和6年能登半島地震特別貸付の概要（国民・中小）

<p>融資対象者</p>	<p>① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた都道府県内（※）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接被害を受けた方、または同災害に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品もしくは生産・営業設備に直接被害を受けた方 （※）新潟県、富山県、石川県および福井県</p> <p>② ①に掲げる方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方</p> <p>③ 令和6年能登半島地震による災害に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方</p>																				
<p>お使いみち</p>	<p>災害復旧および災害に伴う社会的要因等により必要となる設備資金、運転資金</p>																				
<p>融資限度額</p>	<table border="1" data-bbox="343 651 1492 860"> <tr> <td>融資対象者</td> <td>①、②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>6,000万円（上乗せ）（※）</td> <td>4,800万円（別枠）</td> </tr> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>3億円（別枠）</td> <td>7億2,000万円（別枠）</td> </tr> </table> <p>（※）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。</p>		融資対象者	①、②	③	国民生活事業	6,000万円（上乗せ）（※）	4,800万円（別枠）	中小企業事業	3億円（別枠）	7億2,000万円（別枠）										
融資対象者	①、②	③																			
国民生活事業	6,000万円（上乗せ）（※）	4,800万円（別枠）																			
中小企業事業	3億円（別枠）	7億2,000万円（別枠）																			
<p>融資期間 （うち据置期間）</p>	<p>設備資金 20年以内（5年以内）</p> <p>運転資金 15年以内（5年以内）</p>																				
<p>利率（注）</p>	<p>（1） 融資対象者①</p> <p>基準利率（※1）。ただし、被害証明書等（※2）を提出できる方が必要とする資金、または停電等の被害による在庫品もしくは生産・営業設備の復旧に必要なとする資金は、以下のとおり利率の引下げが可能です。</p> <table border="1" data-bbox="343 1288 1492 1482"> <tr> <td rowspan="2">国民生活事業</td> <td>3,000万円以内</td> <td>当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>基準利率-0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小企業事業</td> <td>1億円以内</td> <td>当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>基準利率-0.5%</td> </tr> </table> <p>（※1）国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合は、各融資制度に定める特別利率の適用が可能です。</p> <p>（※2）被害証明書等とは、被害証明書や罹災証明書などの市町村等が被害の状況を証明するものをいいます。</p> <p>（2） 融資対象者②、③</p> <table border="1" data-bbox="343 1675 1492 1879"> <tr> <td></td> <td>融資対象者②</td> <td>融資対象者③</td> </tr> <tr> <td>国民生活事業</td> <td>基準利率（※3）</td> <td>基準利率</td> </tr> <tr> <td>中小企業事業</td> <td>基準利率</td> <td>基準利率（※4）</td> </tr> </table> <p>（※3）特別貸付等の融資対象となる場合は、各融資制度に定める特別利率の適用が可能です。</p> <p>（※4）中小企業事業の基準利率は、融資対象者③に係る長期運転資金に限り、上限2.5%です。</p>		国民生活事業	3,000万円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）	3,000万円超	基準利率-0.5%	中小企業事業	1億円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）	1億円超	基準利率-0.5%		融資対象者②	融資対象者③	国民生活事業	基準利率（※3）	基準利率	中小企業事業	基準利率	基準利率（※4）
国民生活事業	3,000万円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）																			
	3,000万円超	基準利率-0.5%																			
中小企業事業	1億円以内	当初3年間「基準利率-0.9%」（4年目以降「基準利率-0.5%」）																			
	1億円超	基準利率-0.5%																			
	融資対象者②	融資対象者③																			
国民生活事業	基準利率（※3）	基準利率																			
中小企業事業	基準利率	基準利率（※4）																			

（注）融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要（国民）【下線部が拡充内容】

融資対象者	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者（商工業者に限る。）であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方
お使いみち	設備資金、運転資金
融資限度額	<p>通常の融資限度額 2,000 万円</p> <p><u>ただし、商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する場合は、別枠 1,000 万円</u></p> <p>① <u>令和 6 年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた都道府県内（※）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接被害を受けた方であって被害証明書を提出できる方、または同災害に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品もしくは生産・営業設備に直接被害を受けた方【直接被害を受けた方】</u></p> <p><u>（※）新潟県、富山県、石川県および福井県</u></p> <p>② <u>①に掲げる方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって被害証明書等を提出できる方【間接被害を受けた方】</u></p>
融資期間 （うち据置期間）	<p>設備資金 10 年以内（2 年以内）</p> <p>運転資金 7 年以内（1 年以内）</p>
利率	<p>特別利率 F</p> <p><u>ただし、上記の別枠 1,000 万については、次のとおり利率を引下げ</u></p> <p><u>【直接被害を受けた方】 別枠 1,000 万円について当初 3 年間「特別利率 F - 0.9%」（※）</u></p> <p><u>【間接被害を受けた方】 別枠 1,000 万円について当初 3 年間「特別利率 F - 0.5%」</u></p> <p><u>（4 年目以降は「特別利率 F」）</u></p> <p><u>（※）停電等により在庫品等に被害を受けた方は、在庫品等の復旧資金に限り利率引下げの対象となります。</u></p>

○生活衛生改善貸付の概要（国民）【下線部が拡充内容】

融資対象者	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者（注）であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
お使いみち	設備資金、運転資金
融資限度額	<p>通常の融資限度額 2,000 万円</p> <p><u>ただし、生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う方であって、次のいずれかに該当する場合は、別枠 1,000 万円</u></p> <p>① <u>令和 6 年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた都道府県内（※）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接被害を受けた方であって被害証明書を提出できる方、または同災害に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品もしくは生産・営業設備に直接被害を受けた方【直接被害を受けた方】</u></p> <p><u>（※）新潟県、富山県、石川県および福井県</u></p> <p>② <u>①に掲げる方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方（売上高等が相当程度減少している方に限ります。）であって被害証明書等を提出できる方【間接被害を受けた方】</u></p>
融資期間 （うち据置期間）	<p>設備資金 10 年以内（2 年以内）</p> <p>運転資金 7 年以内（1 年以内）</p>
利率	<p>特別利率 F</p> <p><u>ただし、上記の別枠 1,000 万については、次のとおり利率を引下げ</u></p> <p><u>【直接被害を受けた方】 別枠 1,000 万円について当初 3 年間「特別利率 F - 0.9%」（※）</u></p> <p><u>【間接被害を受けた方】 別枠 1,000 万円について当初 3 年間「特別利率 F - 0.5%」</u></p> <p><u>（4 年目以降は「特別利率 F」）</u></p> <p><u>（※）停電等により在庫品等に被害を受けた方は、在庫品等の復旧資金に限り利率引下げの対象となります。</u></p>

（注）常時使用する従業員数が 5 人（旅館業及び興行場営業を営む方は 20 人）以下の会社または個人の方が対象です。